実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(鶴沼)	令和5年1月15日	

1 対象地区の現状

① 均	24.02 ha	
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		23.34 ha
③地区内における10年後までにリタイア・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計		2.10 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.10 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	_
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		5.00 ha
(偏	前考)	

2 対象地区の課題

- ○集落の農業従事者の高齢化が進んでいる。
- ○現在、後継者未定の農業者が多いことから、新たな担い手の確保について検討が必要になってくる。

- ○将来、宅地周辺の小規模面積の畑地の荒廃化が懸念されている。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 〇集落内の中心経営体への貸借は、現状農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定が大部分を占めていることから、今後は農地中間管理機構の活用を検討していく。 〇リタイプを関すしている農業者の農地については、中心経営体への貸借を原則とするが、貸し手、借り手の実情
- に合わせて貸借を行い集積・集約化を進めていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

① 新たな担い手の育成及び確保

- ○入作者を含めて中心経営体は2名いるが、今後離農により農地の貸借が必要になった場合において、全ての農地 を2名で引き受けることは難しいため、新たな担い手の確保に向けての検討をしていく。
- ○集落内の若手農業者の育成について検討しながら、集落外の認定農業者等への農地貸借等の流動化にも対応していく。

② 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- ○農地の多面的な機能を維持していくため、現在行っている多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組んでいく。
- ○組織体制についても、全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内全員が参加する組織を継続していく。

③ 複合経営への取り組み

- ○水稲のみの栽培ではなく、集落内の畑地を活用し、園芸作物を作付けしていく複合経営の取り組みについて、市内外の先進事例の研究や、集落内の農地に適した作物の選定等を検討していく。
- ○集落内の女性や高齢農業者等の労力を活用し、さらに地域ぐるみでの取り組みを目指していく。